

大学における障害学生支援とは？-障害者差別解消法と合理的配慮-

■講師



坂井 聡(香川大学 教育学部 教授、バリアフリー支援室 室長)
昭和 60 年香川大学卒業。香川県内の特別支援学校教諭。平成 15 年金沢大学大学院教育学研究科修了。平成 17 年より香川大学助教授准教授を経て平成 23 年より教授。平成 27 年 5 月より香川大学バリアフリー支援室 室長。障害者への ICT 利活用で IAUD アワードで金賞受賞。

■プログラム概要

平成 28 年 4 月より障害者差別解消法が施行され、公的機関においては障害のある人への合理的配慮が義務となりました。これにより、多くの大学がその対応に追われている現実があるのではないかと思います。合理的配慮は、当事者が社会的障壁を感じた際に、その社会的障壁を取り除こうとするものです。つまり、障害は本人の個人因子と、環境因子との相互作用によって生じるものであり、環境を整えることにより社会的な障壁を取り除くことができれば、当事者の困難さが軽減されるという考え方に基づいているものと考えられます。ここで考えられるのが、当事者が自分に必要な支援を表明することができる環境づくりです。支援を受けながらも自己実現することが、人生にとってプラスになるという考え方を持つことができるように、大学全体の環境を整えていくことが重要になってきます。そのためにどのようなことを考えていけばよいのか、ここでは具体的な取り組みも紹介し、障害のある学生の支援に役立つヒントを共有したいと考えています。

■主な受講対象

障害のある学生への支援に関心がある教職員。

■本プログラムの到達目標

1. 合理的配慮の考え方について説明できる。
2. 障害者差別解消法の施行に対する大学の対応を知り、学生への支援を考えることができる。
3. 大学の環境をバリアフリーの観点から見直すことができる。

■日時・会場

日時: 平成28年8月24日(水) 10:00~12:00

会場: 愛媛大学城北キャンパス